

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から令和2年度末までに161件の不服の裁定事件が係属し、160件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

令和2年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された3件であり、うち2件は2年度中に終結し、1件は3年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和3年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認容	棄却	却下	取下げ	他	計
鉱業法		1	12	4	14	0	31
採石法		5	17	2	28	0	52
森林法		0	1	4	3	0	8
農地法		0	1	2	0	1	4
海岸法		0	1	0	2	0	3
自然公園法		0	5	0	3	0	8
河川法		0	1	1	0	0	2
砂利採取法		5	15	5	17	0	42
都市計画法		0	7	0	1	0	8
その他		0	0	2	0	0	2
計		11	60	20	68	1	160

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～令和3年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 令和2年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成28年 (フ) 第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県業者 1社	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 28.10.27	令和 3.1.18 取下げ
平成29年 (フ) 第2号 (参加)	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県内漁業組合連合会外3組合 (2組合消滅)	三重県 尾鷲建設事務所 所長	平成 29.3.30 (令和 元.5.28)	令和 3.1.18 取下げ
平成30年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 30.9.21	係属中

第1節 令和2年度に係属した不服の裁定事件

令和2年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した(令和元年5月28日、合併により2組合消滅)。これまで、5回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めたが、令和3年1月18日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本件申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日	裁定申請受付
11月15日	審理手続開始
平成29年2月3日	第1回審理期日
3月30日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付
4月28日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定
5月29日	第2回審理期日
10月27日	第3回審理期日
平成30年1月18日	第4回審理期日
令和元年5月28日	合併による2組合の消滅届出受付

令和2年11月11日 第5回審理期日
令和3年1月18日 申請取下げ

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成30年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。これまで、7回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日	裁定申請受付
10月17日	審理手続開始
平成31年3月25日	第1回審理期日
令和元年6月17日	第2回審理期日
9月17日	第3回審理期日
12月13日	第4回審理期日
令和2年3月9日	第5回審理期日
9月2日	第6回審理期日
11月24日	第7回審理期日

第2節 公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟

令和2年度における公害等調整委員会が行った裁定に対する取消訴訟の概要は、次のとおりである。

1 東京高等裁判所令和元年（行ケ）第57号事件

(1) 裁定事件の概要

岡山県岡山市北区御津矢原で採石業を営む会社である申請人が、中国経済産業局長（原処分庁）による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に係る棄却処分に対する不服裁定を申請したものである。

この裁定申請に対し、公害等調整委員会の裁定委員会は、審理の結果、令和元年10月23日、前記申請を棄却する旨の裁定（以下この節において「本件裁定」という。）を行った（公調委平成31年（フ）第1号事件）。

(2) 取消訴訟の概要

申請人（原告）は、本件裁定を不服として、国を被告として、令和元年12月26日、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起した。

(3) 取消訴訟の経過

東京高等裁判所は、本件訴訟について審理の結果、令和3年2月18日、原告の請求を棄却するとの判決を言い渡した。

なお、同判決に対し、原告は上告するとともに上告受理申立てを行った。

同判決の概要は、以下のとおりである。

① 採石法第28条の適用要件について

原告は、採石法第28条に基づく決定について、岩石資源の需給関係が比較的安定している現代においては、採石権者の地位の安定をも重視し、土地所有者と採石権者との間の権利の調整を図る制度として活用されるべきであって、具体的事情の下で、更新しない旨の決定がされることによる採石権者の不利益と更新する旨の決定がされることによる土地所有者の不利益を比較考量し、前者が後者を上回る場合において、岩石資源の需給状況を踏まえて更新の決定をすべきである旨主張する。しかし、採石法は、採石権の設定及び存続期間の更新が私人間の合意により行われることを原則としつつ、存続期間についてはこれを定めるべきこと及び期間の上限を定め、かつ、存続期間の更新について協議をすることができず、又は協議がととのわない場合に経済産業局長の決定を申請することができるものとしている（採石法第28条）。これは、土地所有者の財産権を尊重する一方、岩石の採取の事業が社会資本の整備に不可欠の資源であることから、岩石資源の開発が社会的、経済的に必要な状況にあるにもかかわらず、ことにより社会資本の整備に支障を来すことのないように、公共の利益を確保することを目的として、土地所有者との間で採石権の存続期間を更新する合意がととのわない場合においても採石権を存続させる道を開いたものであると解される。

経済産業局長において、採石法第28条により採石権の存続期間を更新する旨の決定をすることができるのは、土地所有権の制限を正当化し得るに足りる公共の利益がある場合に限られるというべきであって、例えば、岩石資源の需給がひっ迫し、当該地域の

岩石製品市場の需要を賄うに足りる供給量を確保し得ない状況にある、又は現時点において上記状況にないが、近い将来これを確保し得なくなる蓋然性が相当高度な状況にあるために、対象土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが公共の利益の観点から必要である場合などがこれに当たるといえることができる。そうすると、採石法第28条について、採石権者の不利益と土地所有者の不利益とを比較考量し、前者が上回る場合に岩石の需給状況を踏まえて判断すべきであるとする原告の主張は、同条の趣旨を正しく理解しないものであり、採用することができない。

② 公害等調整委員会の裁定が違法であるとの原告の主張について

原告は、要件の当てはめにおいて裁量権の逸脱、乱用をした違法がある旨主張する。

しかし、本件裁定は、実質的証拠に基づき砕石の需給動向に関する事実を認定し、本件土地に設定された原告の採石権の存続期間を更新する決定がなされなければ、現在又は近い将来の砕石の供給が確保し得ない状況になるとは考え難いから、土地の所有権を制限してでも岩石資源を確保することが社会公共の利益の観点から必要であるとは認められないと判断して、「岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請」を棄却したものである。

本件裁定の事実認定、採石法第28条の解釈及び上記結論に至る判断等に法令に違反する点はなく、むしろ、これらは正当なものというべきである。

また、原告は本件裁定が要件の当てはめにおいて裁量権の逸脱、濫用をした違法があることの根拠の一つとして土地所有者との採石権設定契約（以下この節において「本件契約」という。）第6条の解釈を挙げた上、同条は、原告又は土地所有者から正当な理由に基づいて採石期間延長を不同意とする意思表示がない限り、採石権設定契約を当然に更新する自動更新条項を実質的に定めた規定であり、土地所有者が平成25年9月29日に臨時総会を開催し、平成31年2月1日以降、原告との間の採石権設定契約を更新しないとした決議には、相当な理由はなく、土地所有者は採石期間延長を拒絶することができなかつた旨主張する。

しかし、本件契約第6条ただし書には「甲乙協議のうえ」延長できると記載されていることからすると、これが自動更新条項を定めたものと解釈することは困難であり、むしろ、更新には当事者の合意が必要であると解するのが自然である。

その他、原告が自動更新条項であることの根拠として挙げる事情を全て考慮しても、本件契約第6条が自動更新条項を定めた規定であると解することはできない（なお、相当な理由がなければ、土地所有者が本件契約による採石期間の更新を拒否することが信義に反するとの共通認識ができていたとの事実を認めるに足りる証拠はない。）。

原告の本件契約第6条についての上記主張は採用できない。

原告のその余の主張を考慮しても、採石法第28条に基づいて本件土地の所有権の制限を正当化する公共の利益があることの根拠となる事情や本件裁定に裁量権の逸脱、濫用があることの根拠となる事情を認めることはできず、本件裁定が違法であるとの原告の主張は採用できない。

以上のことから、本件裁定の取消を求める原告の請求は理由がないため棄却する旨判示する。